

承認事項案文一覧

～ 目 次 ～

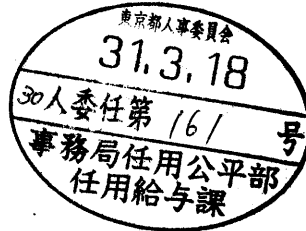
Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正等

- 1 平成30年度の昇任試験又は昇任選考に合格した職員が昇格する場合の号給の決定について
＜新設＞（警視庁）（2頁）
- 2 級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について
（警視庁・東京消防庁）（4頁）
- 3 昇給に関する基準について（知事外6任命権者）（7頁）
- 4 昇給に関する基準について（警視庁・東京消防庁）（9頁）
- 5 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（13頁）
- 6 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）（15頁）
- 7 オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与
の取扱いについて（全任命権者）【申請・協議】（30頁）
- 8 企業の採用説明会及び面接試験等への出席に係る職員の職務専念義務の免除及び報酬の減額
免除について＜新設＞（知事・教育委員会）【申請・協議】（54頁）
- 9 一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について（知事外10任命権者）
【申請・協議】（58頁）

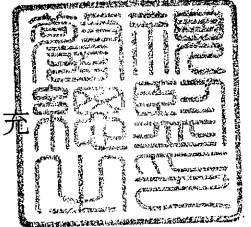


監. 警. 給. 審第1347号
平成31年3月14日

東京都人事委員会 殿



警 視 総 監
三 浦 正 充



平成30年度の昇任試験又は昇任選考に合格した職員が昇格する場合の号給の決定について（申請）

今回の人事制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を制定したいので、改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第35条の規定に基づき申請します。

記

1 申請理由

今般の公安職給料表の級統合に伴い、公安職給料表の職務の級2級から3級への昇格時における号給の対応が、平成31年4月1日（以下「改正日」という。）から改正されることとなったが、平成30年度の巡査部長昇任試験又は巡査部長昇任選考に合格した職員（以下「平成30年度合格者」という。）の中には、当該年度を超えて、改正日の翌日以降に巡査部長に昇任する者がいる。

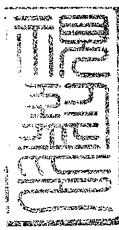
当該職員の昇格時における号給の決定は、改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則が適用されるため、平成30年度内に昇格した場合と比較して、低位の号給に決定される場合が生じることとなる。

しかしながら、巡査部長への昇任日が異なるのは、職員の能力差等に起因して生じるものではなく、昇任前の悉皆研修の受講日が前後すること等、専ら任用上の都合によるものである。

そのため、平成30年度合格者が昇格する場合の号給の決定については、巡査部長への昇任日が異なる場合であっても、制度上の均衡を図る必要がある。

2 昇格する場合の号給の決定方法

平成30年度合格者のうち、平成31年3月31日において、公安職給料表の職務の級2級を適用されていた職員が、改正日の翌日以降に1級上位の職務の級に昇格する場合の昇格時における号給は、次により決定する。



(1) 用語の定義

次のアからカまでに掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- ア 改正条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年東京都条例第 104 号）をいう。
- イ 改正前条例 改正条例による改正前の職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）をいう。
- ウ 改正後条例 改正条例による改正後の職員の給与に関する条例をいう。
- エ 改正規則 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成 31 年東京都人事委員会規則第●号）をいう。
- オ 改正前規則 改正規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則をいう。
- カ 改正後規則 改正規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則をいう。

(2) 号給の決定方法

巡査部長への昇任日において、改正条例及び改正規則による改正がなかったものとした場合に改正前条例及び改正前規則の昇格及び昇給に関する規定を適用して得られる号給と、同日において、改正後条例及び改正後規則の昇格及び昇給に関する規定を適用して得られる号給とを比較して、その号給に差が生じる場合は、前者の号給に決定する。

3 適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日

【別紙3】

「級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について」（平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行														
<p>級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について</p> <p>1 及び 2 （現行のとおり）</p> <p>3 <u>公安職給料表の適用を受ける職員の取扱い</u></p> <p>(1) <u>公安職給料表の適用を受ける職員が昇格する場合の職務の級</u></p> <p><u>平成 31 年 4 月 1 日以降、公安職給料表の適用を受ける職員における 1 の規定の適用については、昇格する職員の昇格する職務の級を、下表の「昇格する職務の級」欄に掲げる級に対応する同表の「当該職務の級」欄に掲げる級として取り扱うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="199 986 840 1334"> <thead> <tr> <th>昇格する職務の級</th> <th>当該職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2 級</u></td> <td><u>3 級</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 級</u></td> <td><u>4 級</u></td> </tr> <tr> <td><u>4 級</u></td> <td><u>5 級</u></td> </tr> <tr> <td><u>5 級</u></td> <td><u>6 級</u></td> </tr> <tr> <td><u>6 級</u></td> <td><u>7 級</u></td> </tr> <tr> <td><u>7 級</u></td> <td><u>8 級</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>級格付基準に基づき公安職給料表の職務の級を 3 級に決定されていた職員が昇格する場合の号給</u></p> <p><u>平成 30 年 3 月 31 日において級格付基準に基づき公安職給料表の職務</u></p>	昇格する職務の級	当該職務の級	<u>2 級</u>	<u>3 級</u>	<u>3 級</u>	<u>4 級</u>	<u>4 級</u>	<u>5 級</u>	<u>5 級</u>	<u>6 級</u>	<u>6 級</u>	<u>7 級</u>	<u>7 級</u>	<u>8 級</u>	<p>級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について</p> <p>1 及び 2 （略）</p>
昇格する職務の級	当該職務の級														
<u>2 級</u>	<u>3 級</u>														
<u>3 級</u>	<u>4 級</u>														
<u>4 級</u>	<u>5 級</u>														
<u>5 級</u>	<u>6 級</u>														
<u>6 級</u>	<u>7 級</u>														
<u>7 級</u>	<u>8 級</u>														

の級を3級に決定されていた職員であって、平成30年度の巡査部長昇任試験又は巡査部長昇任選考に合格し、施行期日の翌日以降に昇格する者のうち、平成31年3月31日において公安職給料表2級133号給の適用を受けていた者の昇格する場合の号給は、公安職給料表2級92号給とする。

4 施行期日

平成31年4月1日

別表 (現行のとおり)

3 施行期日

平成30年4月1日

別表 (略)

別紙 3

「級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について」（平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認）
 について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行														
<p>級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について</p> <p>1 及び 2 （現行のとおり）</p> <p><u>3 公安職給料表の適用を受ける職員が昇格する場合の職務の級の取扱い</u> <u>平成 31 年 4 月 1 日以降、公安職給料表の適用を受ける職員における 1</u> <u>の規定の適用については、昇格する職員の昇格する職務の級を、下表の</u> <u>「昇格する職務の級」欄に掲げる級に対応する同表の「当該職務の級」</u> <u>欄に掲げる級として取り扱うものとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>昇格する職務の級</u></th> <th style="text-align: center;"><u>当該職務の級</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2 級</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3 級</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3 級</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4 級</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4 級</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5 級</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5 級</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6 級</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6 級</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7 級</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7 級</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8 級</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4 施行期日</u> <u>平成 31 年 4 月 1 日</u></p> <p>別表 （現行のとおり）</p>	<u>昇格する職務の級</u>	<u>当該職務の級</u>	<u>2 級</u>	<u>3 級</u>	<u>3 級</u>	<u>4 級</u>	<u>4 級</u>	<u>5 級</u>	<u>5 級</u>	<u>6 級</u>	<u>6 級</u>	<u>7 級</u>	<u>7 級</u>	<u>8 級</u>	<p>級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について</p> <p>1 及び 2 （略）</p> <p><u>3 施行期日</u> <u>平成 30 年 4 月 1 日</u></p> <p>別表 （略）</p>
<u>昇格する職務の級</u>	<u>当該職務の級</u>														
<u>2 級</u>	<u>3 級</u>														
<u>3 級</u>	<u>4 級</u>														
<u>4 級</u>	<u>5 級</u>														
<u>5 級</u>	<u>6 級</u>														
<u>6 級</u>	<u>7 級</u>														
<u>7 級</u>	<u>8 級</u>														

「昇給に関する基準について」（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行																																																								
昇給に関する基準	昇給に関する基準																																																								
第1から第3まで（現行のとおり）	第1から第3まで（略）																																																								
第4 昇給の決定	第4 昇給の決定																																																								
1（現行のとおり）	1（略）																																																								
(1)（現行のとおり）	(1)（略）																																																								
アからエまで（現行のとおり）	アからエまで（略）																																																								
【一般職層】	【一般職層】																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>下位Ⅲ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>5%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>5%</td> <td>25%</td> <td colspan="3">70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>2号給</td> <td>1号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table>	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	5%	25%	70%				号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅰ</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>5%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>5%</td> <td>25%</td> <td colspan="3">70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table>	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位	付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	5%	25%	70%				号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位																																																			
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																			
付与率の目安	5%	25%	70%																																																						
号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし																																																			
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位																																																			
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																			
付与率の目安	5%	25%	70%																																																						
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし																																																			
【監督職層Ⅰ】 （現行のとおり）	【監督職層Ⅰ】 （略）																																																								
【監督職層Ⅱ】	【監督職層Ⅱ】																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>下位Ⅲ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>10%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>10%</td> <td>20%</td> <td colspan="3">70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>2号給</td> <td>1号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table>	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	10%	20%	70%				号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅰ</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>10%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>10%</td> <td>20%</td> <td colspan="3">70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table>	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位	付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	10%	20%	70%				号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位																																																			
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																			
付与率の目安	10%	20%	70%																																																						
号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし																																																			
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位																																																			
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																			
付与率の目安	10%	20%	70%																																																						
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし																																																			
※ 「総合評定」とは、業績評価実施要領に基づく第一次評定の総合評定をいう。	※ 「総合評定」とは、業績評価実施要領に基づく第一次評定の総合評定をいう。																																																								
(2) 及び (3)（現行のとおり）	(2) 及び (3)（略）																																																								
2から6まで（現行のとおり）	2から6まで（略）																																																								
第5から第12まで（現行のとおり）	第5から第12まで（略）																																																								
附 則																																																									
改正後のこの基準は、平成31年4月1日から適用する。																																																									

記

改 正 案	現 行																																																																																																																
<p>昇給に関する基準</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 昇給の決定</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>アからエまで（現行のとおり）</p> <p>【一般職層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>下位Ⅲ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>5%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>5%</td> <td>25%</td> <td colspan="3">70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>2号給</td> <td>1号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>【監督職層Ⅰ】（現行のとおり）</p> <p>【監督職層Ⅱ・Ⅲ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>下位Ⅲ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>10%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>10%</td> <td>20%</td> <td colspan="3">70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>2号給</td> <td>1号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「総合評定」とは、業績評価実施要領等に基づく第一次評定の総合評定又は第一次評価の総合評価をいう。</p> <p>(2) 及び (3)（現行のとおり）</p> <p>(4) (3)の規定にかかわらず、第1の(7)に掲げる規則第4条に定める指導が不適切である教員と認定された者で同規則第7条第1項第1号の2、第2号又は第3号に決定された者の昇給については、勤務の成績の区分を下位Ⅱとする。</p> <p>2から6まで（現行のとおり）</p> <p>第5から第12まで（現行のとおり）</p> <p>附 則 改正後のこの基準は、平成31年4月1日から適用する。</p>	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	5%	25%	70%				号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	10%	20%	70%				号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし	<p>昇給に関する基準</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 昇給の決定</p> <p>1（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>アからエまで（略）</p> <p>【一般職層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅰ</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>5%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>5%</td> <td>25%</td> <td colspan="3">70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>【監督職層Ⅰ】（略）</p> <p>【監督職層Ⅱ・Ⅲ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅰ</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>10%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員</td> <td>総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>10%</td> <td>20%</td> <td colspan="3">70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「総合評定」とは、業績評価実施要領等に基づく第一次評定の総合評定又は第一次評価の総合評価をいう。</p> <p>(2) 及び (3)（略）</p> <p>(4) (3)の規定にかかわらず、第1の(7)に掲げる規則第4条に定める指導が不適切である教員と認定された者で同規則第7条第1項第1号の2、第2号又は第3号に決定された者の昇給については、勤務の成績の区分を下位Ⅰとする。</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>第5から第12まで（略）</p>	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位	付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	5%	25%	70%				号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位	付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	10%	20%	70%				号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位																																																																																																											
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																																																																											
付与率の目安	5%	25%	70%																																																																																																														
号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし																																																																																																											
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位																																																																																																											
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																																																																											
付与率の目安	10%	20%	70%																																																																																																														
号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし																																																																																																											
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位																																																																																																											
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																																																																											
付与率の目安	5%	25%	70%																																																																																																														
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし																																																																																																											
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位																																																																																																											
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がD以外の職員	総合評定がDであり、かつ、前年度の総合評定がDである職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																																																																											
付与率の目安	10%	20%	70%																																																																																																														
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし																																																																																																											

【別紙4】

「昇給に関する基準」（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案							現行						
昇給に関する基準							昇給に関する基準						
第1及び第2（現行のとおり）							第1及び第2（略）						
第3 昇給の決定区分 （現行のとおり）							第3 昇給の決定区分 （略）						
区分	公安職給料表	行政職給料表 （一）	行政職給料表 （二）	医療職給料表 （一）	医療職給料表 （二）	医療職給料表 （三）	区分	公安職給料表	行政職給料表 （一）	行政職給料表 （二）	医療職給料表 （一）	医療職給料表 （二）	医療職給料表 （三）
一般職層	1級職 2級職 3級職	1級職 2級職	1級職 2級職	/	1級職 2級職	1級職 2級職	一般職層	1級職 2級職 3級職 4級職	1級職 2級職	1級職 2級職	/	1級職 2級職	1級職 2級職
監督職層	4級職 <small>（階級が警部補である者に限る。）</small>	/	3級職 4級職	/	/	/	監督職層	5級職 <small>（階級が警部補である者に限る。）</small>	/	3級職 4級職	/	/	/
管理職等	4級職 <small>（階級が警部である者に限る。）</small> 5級職 6級職 7級職	3級職 4級職	/	3級職 4級職 5級職	3級職 4級職	3級職 4級職	管理職等	5級職 <small>（階級が警部である者に限る。）</small> 6級職 7級職 8級職	3級職 4級職	/	3級職 4級職 5級職	3級職 4級職	3級職 4級職
第4 昇給の決定 1（現行のとおり） （1）（現行のとおり） アからウまで（現行のとおり）							第4 昇給の決定 1（略） （1）（略） アからウまで（略）						

【一般職層】

勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともに「E」であらかつ、前年度の業績評価欄の評語が第二次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともに「E」であらかつ、前年度の業績評価欄の評語が第二次評価、第二次評価ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員
付与率の目安	5%	25%	70%			
号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし

【監督職層】

勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともに「E」であらかつ、前年度の業績評価欄の評語が第二次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともに「E」であらかつ、前年度の業績評価欄の評語が第二次評価、第二次評価ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員
付与率の目安	10%	20%	70%			
号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし

※「業績評価」とは、人事評価の実施要領に基づき第一次評価者及び第二次評価者が行う業績評価をいう。

※第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。

(2)及び(3) (現行のとおり)

2から7まで (現行のとおり)

第5から第12まで (現行のとおり)

附 則

改正後のこの基準は、平成31年4月1日から適用する。

【一般職層】

勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともに「E」であらかつ、前年度の業績評価欄の評語が第二次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともに「E」であらかつ、前年度の業績評価欄の評語が第二次評価、第二次評価ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員
付与率の目安	5%	25%	70%			
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし

【監督職層】

勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともに「E」であらかつ、前年度の業績評価欄の評語が第二次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともに「E」であらかつ、前年度の業績評価欄の評語が第二次評価、第二次評価ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員
付与率の目安	10%	20%	70%			
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし

※「業績評価」とは、人事評価の実施要領に基づき第一次評価者及び第二次評価者が行う業績評価をいう。

(2)及び(3) (略)

2から7まで (略)

第5から第12まで (略)

「昇給に関する基準」（平成 18 年 3 月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）について、下記のとおり改正する。

改 正 案	現 行																																																												
<p>昇給に関する基準</p> <p>第 1 及び第 2 （現行のとおり）</p> <p>第 3 昇給の決定区分 （現行のとおり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>公安職 給料表</th> <th>行政職 給料表(一)</th> <th>行政職 給料表(二)</th> <th>医療職 給料表(二)</th> <th>医療職 給料表(三)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職層</td> <td>1 級職 2 級職 3 級職</td> <td>1 級職 2 級職</td> <td>1 級職 2 級職</td> <td>1 級職 2 級職</td> <td>1 級職 2 級職</td> </tr> <tr> <td>監督職層 I</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>3 級職</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>3 級職</td> <td>3 級職</td> </tr> <tr> <td>監督職層 II</td> <td>4 級職 5 級職</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>3 級職 4 級職</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>管理職層</td> <td>6 級職 7 級職 8 級職</td> <td>4 級職</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>4 級職</td> <td>4 級職</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 昇給の決定</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>(1) （現行のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">アからエまで （現行のとおり）</p>	区 分	公安職 給料表	行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	一般職層	1 級職 2 級職 3 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	監督職層 I	/	3 級職	/	3 級職	3 級職	監督職層 II	4 級職 5 級職	/	3 級職 4 級職	/	/	管理職層	6 級職 7 級職 8 級職	4 級職	/	4 級職	4 級職	<p>昇給に関する基準</p> <p>第 1 及び第 2 （略）</p> <p>第 3 昇給の決定区分 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>公安職 給料表</th> <th>行政職 給料表(一)</th> <th>行政職 給料表(二)</th> <th>医療職 給料表(二)</th> <th>医療職 給料表(三)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職層</td> <td>1 級職 2 級職 3 級職 4 級職</td> <td>1 級職 2 級職</td> <td>1 級職 2 級職</td> <td>1 級職 2 級職</td> <td>1 級職 2 級職</td> </tr> <tr> <td>監督職層 I</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>3 級職</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>3 級職</td> <td>3 級職</td> </tr> <tr> <td>監督職層 II</td> <td>5 級職 6 級職</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>3 級職 4 級職</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>管理職層</td> <td>7 級職 8 級職 9 級職</td> <td>4 級職</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>4 級職</td> <td>4 級職</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 昇給の決定</p> <p>1 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">アからエまで （略）</p>	区 分	公安職 給料表	行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	一般職層	1 級職 2 級職 3 級職 4 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	監督職層 I	/	3 級職	/	3 級職	3 級職	監督職層 II	5 級職 6 級職	/	3 級職 4 級職	/	/	管理職層	7 級職 8 級職 9 級職	4 級職	/	4 級職	4 級職
区 分	公安職 給料表	行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)																																																								
一般職層	1 級職 2 級職 3 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職																																																								
監督職層 I	/	3 級職	/	3 級職	3 級職																																																								
監督職層 II	4 級職 5 級職	/	3 級職 4 級職	/	/																																																								
管理職層	6 級職 7 級職 8 級職	4 級職	/	4 級職	4 級職																																																								
区 分	公安職 給料表	行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)																																																								
一般職層	1 級職 2 級職 3 級職 4 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職	1 級職 2 級職																																																								
監督職層 I	/	3 級職	/	3 級職	3 級職																																																								
監督職層 II	5 級職 6 級職	/	3 級職 4 級職	/	/																																																								
管理職層	7 級職 8 級職 9 級職	4 級職	/	4 級職	4 級職																																																								

【一般職層】

勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	評定結果が2の職員	評定結果が1の職員	公務に著しい支障をきたす職員
付与率の目安	5%	25%	70%			
号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし

【監督職層Ⅰ】 (現行のとおり)

【監督職層Ⅱ】

勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅱ」以下の職員を除いた割合	評定結果が2の職員	評定結果が1の職員	公務に著しい支障をきたす職員
付与率の目安	10%	20%	70%			
号給数	6号給	5号給	4号給	2号給	1号給	昇給なし

※ 「評定結果」とは、東京消防庁職員人事評価規程実施要綱に基づく、調整後の実績評定をいう。

(2)から(4)まで (現行のとおり)

2から6まで (現行のとおり)

第5から第12まで (現行のとおり)

附則 改正後のこの基準は、平成31年4月1日から適用する。

【一般職層】

勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	評定結果が2の職員	評定結果が1の職員	公務に著しい支障をきたす職員
付与率の目安	5%	25%	70%			
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし

【監督職層Ⅰ】 (略)

【監督職層Ⅱ】

勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	評定結果が2の職員	評定結果が1の職員	公務に著しい支障をきたす職員
付与率の目安	10%	20%	70%			
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし

※ 「評定結果」とは、東京消防庁職員人事評価規程実施要綱に基づく、調整後の実績評定をいう。

(2)から(4)まで (略)

2から6まで (略)

第5から第12まで (略)

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（現行のとおり）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>10250</u>超10000分の<u>12299</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9532.5</u>以上10000分の<u>10250</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9020</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>10250</u>とする。</p> <p>第4から第6まで（現行のとおり）</p> <p>（局長級職員業績評価による評価がなされない者等の取扱い）</p> <p>第7（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 局長級職員又は再任用局長級職員でなかった者（他の任命権者において局長級職員又は再任用局長級職員でなかった者を含む。）で、局長級職員業績評価の評価基準日の翌日以降に再任用局長級職員として採用された者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により採用された者で、局長級職員業績評価による評価がなされたものを除く。） 中位</p> <p>(2)から(4)まで（現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>10500</u>超10000分の<u>12599</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9765</u>以上10000分の<u>10500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9240</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>10500</u>とする。</p> <p>第4から第6まで（略）</p> <p>（局長級職員業績評価による評価がなされない者等の取扱い）</p> <p>第7（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 局長級職員又は再任用局長級職員でなかった者（他の任命権者において局長級職員又は再任用局長級職員でなかった者を含む。）で、局長級職員業績評価の評価基準日の翌日以降に再任用局長級職員として採用された者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された者で、局長級職員業績評価による評価がなされたものを除く。） 中位</p> <p>(2)から(4)まで（略）</p>

第8から第10まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。

第8から第10まで (略)

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

知事

改 正 案	現 行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2 （現行のとおり）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3 （現行のとおり）</p> <p>（1）から（10）まで （現行のとおり）</p> <p>（11）局長 組織規程第9条第1項に規定する局長並びに<u>都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長</u>、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>（12）（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位 （現行のとおり）</p> <p>（2）上 位 （現行のとおり）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12090</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11440</u></p> <p>（5）最下位 （現行のとおり）</p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2 （略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3 （略）</p> <p>（1）から（10）まで （略）</p> <p>（11）局長 組織規程第9条第1項に規定する局長並びに<u>青少年・治安対策本部長</u>、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長及び労働委員会事務局長をいう。</p> <p>（12）（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位 （略）</p> <p>（2）上 位 （略）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位 （略）</p>

(行(一) 4級等職員の成績率の内容)

第5 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位(A) (現行のとおり)
- (4) 中位(B) 10000分の11280
- (5) 下位 10000分の10680
- (6) 最下位 (現行のとおり)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9500
- (4) 下位 10000分の8900
- (5) 対象外 10000分の10000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の9600
- (3) 下位 10000分の9000
- (4) 対象外 10000分の10000

(再任用管理職員の成績率の内容)

(行(一) 4級等職員の成績率の内容)

第5 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位(A) (略)
- (4) 中位(B) 10000分の11750
- (5) 下位 10000分の11125
- (6) 最下位 (略)

(行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第6 (略)

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9975
- (4) 下位 10000分の9345
- (5) 対象外 10000分の10500

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の10080
- (3) 下位 10000分の9450
- (4) 対象外 10000分の10500

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5405
- (3) 下位 10000分の5117.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4512.5
- (3) 下位 10000分の4227.5
- (4) 対象外 10000分の4750

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4560
- (3) 下位 10000分の4275
- (4) 対象外 10000分の4750

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。

第8 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5640
- (3) 下位 10000分の5340

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4750
- (3) 下位 10000分の4450
- (4) 対象外 10000分の5000

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4800
- (3) 下位 10000分の4500
- (4) 対象外 10000分の5000

第11から第22まで (略)

成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

教育・行政系

記

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位 （現行のとおり）</p> <p>（2）上 位 （現行のとおり）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12090</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11440</u></p> <p>（5）最下位 （現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位 （現行のとおり）</p> <p>（2）上 位 （現行のとおり）</p> <p>（3）中位(A) （現行のとおり）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11280</u></p> <p>（5）下 位 10000分の<u>10680</u></p>	<p style="text-align: center;">成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位 （略）</p> <p>（2）上 位 （略）</p> <p>（3）中 位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下 位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位 （略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位 （略）</p> <p>（2）上 位 （略）</p> <p>（3）中位(A) （略）</p> <p>（4）中位(B) 10000分の<u>11750</u></p> <p>（5）下 位 10000分の<u>11125</u></p>

<p>(6) 最下位 (現行のとおり)</p> <p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9500</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>8900</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10000</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9600</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9000</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>10000</u></p> <p>(再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5405</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5117.5</u></p>	<p>(6) 最下位 (略)</p> <p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9975</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>9345</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10080</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9450</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>(再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5640</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5340</u></p>
---	---

<p>(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4512.5</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4227.5</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4750</u></p> <p>(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第10 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4560</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4275</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>4750</u></p> <p>第11から第22まで (現行のとおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。</u></p>	<p>(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4750</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4450</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第10 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4800</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4500</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>第11から第22まで (略)</p>
---	---

教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

教員

改正案	現行
<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>11280</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>10680</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9500</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>8900</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10000</u></p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9600</u></p>	<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>11750</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>11125</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9975</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>9345</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位（略）</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10080</u></p>

<p>(3) 下位 10000分の<u>9000</u> (4) 対象外 10000分の<u>10000</u></p> <p>(再任用教育管理職員の成績率の内容) 第7 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>5405</u> (3) 下位 10000分の<u>5117.5</u></p> <p>(再任用教育監督職等職員の成績率の内容) 第8 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>4512.5</u> (3) 下位 10000分の<u>4227.5</u> (4) 対象外 10000分の<u>4750</u></p> <p>(再任用教育一般職員の成績率の内容) 第9 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 (現行のとおり) (2) 中位 10000分の<u>4560</u> (3) 下位 10000分の<u>4275</u> (4) 対象外 10000分の<u>4750</u></p> <p>第10から第20まで (現行のとおり)</p> <p>附則 この要綱は、平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。</p>	<p>(3) 下位 10000分の<u>9450</u> (4) 対象外 10000分の<u>10500</u></p> <p>(再任用教育管理職員の成績率の内容) 第7 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>5640</u> (3) 下位 10000分の<u>5340</u></p> <p>(再任用教育監督職等職員の成績率の内容) 第8 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>4750</u> (3) 下位 10000分の<u>4450</u> (4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>(再任用教育一般職員の成績率の内容) 第9 (略) 2 (略) (1) 上位 (略) (2) 中位 10000分の<u>4800</u> (3) 下位 10000分の<u>4500</u> (4) 対象外 10000分の<u>5000</u></p> <p>第10から第20まで (略)</p>
---	--

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。
記

改正案	現行
<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。</p>	<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（略）</p>

改正案

現行

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の12090
下位	D	10000分の11830
最下位	E	10000分の9490
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の12555
下位	D	10000分の12285
最下位	E	10000分の9855
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の11280
下位	D	10000分の11040
最下位	E	10000分の8880
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の11750
下位	D	10000分の11500
最下位	E	10000分の9250
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の9500
下位	D	10000分の9400
最下位	E	10000分の8900
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の9975
下位	D	10000分の9870
最下位	E	10000分の9345
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9500
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の8900
備考	1. 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2. 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9600
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9000
備考	1. 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2. 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5405
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5117.5
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9975
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9345
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の10080
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の9450
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5640
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の5340
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4512.5
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の4227.5
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4512.5
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4227.5
備考	1. 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2. 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4560
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4275
備考	1. 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2. 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4750
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の4450
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4750
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4450
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4800
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4500
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別紙 5

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

改 正 案	現 行
<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>12090</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>11440</u></p> <p>（5）最下位（現行のとおり）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（1）最上位（現行のとおり）</p> <p>（2）上位（現行のとおり）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>11280</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>10680</u></p> <p>（5）最下位（現行のとおり）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p>	<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>12555</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>11880</u></p> <p>（5）最下位（略）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）最上位（略）</p> <p>（2）上位（略）</p> <p>（3）中位 10000分の<u>11750</u></p> <p>（4）下位 10000分の<u>11125</u></p> <p>（5）最下位（略）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9500
- (4) 下位 10000分の9200
- (5) 最下位 10000分の8900
- (6) 対象外 10000分の10000

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
 - (1) 最上位 (現行のとおり)
 - (2) 上位 (現行のとおり)
 - (3) 中位 10000分の9600
 - (4) 下位 10000分の9300
 - (5) 最下位 10000分の9000
 - (6) 対象外 10000分の10000

第8 再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
 - (1) 上位 (現行のとおり)
 - (2) 中位 10000分の5405
 - (3) 下位 10000分の5117.5

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)
 - (1) 上位 (現行のとおり)
 - (2) 中位 10000分の4512.5
 - (3) 下位 10000分の4227.5
 - (4) 対象外 10000分の4750

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9975
- (4) 下位 10000分の9660
- (5) 最下位 10000分の9345
- (6) 対象外 10000分の10500

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 最上位 (略)
 - (2) 上位 (略)
 - (3) 中位 10000分の10080
 - (4) 下位 10000分の9765
 - (5) 最下位 10000分の9450
 - (6) 対象外 10000分の10500

第8 再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 上位 (略)
 - (2) 中位 10000分の5640
 - (3) 下位 10000分の5340

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) 上位 (略)
 - (2) 中位 10000分の4750
 - (3) 下位 10000分の4450
 - (4) 対象外 10000分の5000

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の4560

(3) 下位 10000分の4275

(4) 対象外 10000分の4750

第11から第25まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成31年6月に支給する勤勉手当から適用する。

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の4800

(3) 下位 10000分の4500

(4) 対象外 10000分の5000

第11から第25まで (略)

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」（平成27年10月5日付27人委任第80号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3)（現行のとおり）</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1（1）ア及びエ</u>に定める者が、同（2）アにより職務専念義務が免除された日及</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1（1）ア</u>に定める者が、同（2）アにより職務専念義務が免除された日及び時</p>

<p>び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4</u> 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p>間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4</u> 一般職非常勤職員に関する取扱い <u>一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認)を別紙のとおり改正する。</u></p> <p>(1) <u>職務専念義務 免除しない</u></p> <p>(2) <u>報酬減額 免除しない</u></p> <p><u>5</u> 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日</p>
--	--

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」（平成 27 年 10 月 5 日付 27 人委任第 80 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3)（現行のとおり）</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3)（略）</p>

<p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1 (1) ア及びエ</u>に定める者が、同(2)アにより職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>4 実施時期</p> <p><u>平成31年4月1日</u></p>	<p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1 (1) ア</u>に定める者が、同(2)アにより職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>一般職非常勤職員及び日勤講師に関する取扱い</u></p> <p><u>一般職非常勤職員及び日勤講師については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」及び「日勤講師の職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について」(いずれも平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認)を別紙のとおり改正する。</u></p> <p><u>(1) 職務専念義務 免除しない</u></p> <p><u>(2) 報酬減額 免除しない</u></p> <p>5 実施時期</p> <p><u>平成30年4月1日</u></p>
--	--

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」（平成 27 年 10 月 5 日付 27 人委任第 80 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (現行のとおり)</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者(パラリンピックに限る。)</u>の指導を行う者又は<u>競技時における行動を補助する者(以下「指導者等」という。)</u>として<u>競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1 (1) ア及びエ</u>に定める者が、同(2)アにより職務専念義務が免除された日及</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1 (1) ア</u>に定める者が、同(2)アにより職務専念義務が免除された日及び時</p>

<p>び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4</u> 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p>間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4</u> 一般職非常勤職員に関する取扱い <u>一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認)を別紙のとおり改正する。</u></p> <p>(1) <u>職務専念義務 免除しない</u></p> <p>(2) <u>報酬減額 免除しない</u></p> <p><u>5</u> 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日</p>
--	--

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」（平成27年10月5日付27人委任第80号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員 アからウまで（現行のとおり） <u>エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容 ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合 イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3)（現行のとおり）</p> <p>2 給与上の取扱い <u>1（1）ア及びエ</u>に定める者が、同（2）</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員 アからウまで（略）</p> <p>(2) 内容 ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合 イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 給与上の取扱い <u>1（1）ア</u>に定める者が、同（2）アに</p>

<p>アにより職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4</u> 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p>より職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>一般職非常勤職員に関する取扱い</u> <u>一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認)を別紙のとおり改正する。</u></p> <p><u>(1) 職務専念義務 免除しない</u></p> <p><u>(2) 報酬減額 免除しない</u></p> <p><u>5</u> 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日</p>
--	--

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」（平成27年10月5日付27人委任第80号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3)（現行のとおり）</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1（1）ア及びエに定める者が、同（2）</u></p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1（1）アに定める者が、同（2）アに</u></p>

<p>アにより職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4</u> 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p>より職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>一般職非常勤職員に関する取扱い</u> <u>一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認)を別紙のとおり改正する。</u></p> <p><u>(1) 職務専念義務 免除しない</u></p> <p><u>(2) 報酬減額 免除しない</u></p> <p><u>5</u> 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日</p>
--	---

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」（平成 27 年 10 月 5 日付 27 人委任第 80 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3) （現行のとおり）</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1（1）ア及びエ</u>に定める者が、同（2）アにより職務専念義務が免除された日及</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1（1）ア</u>に定める者が、同（2）アにより職務専念義務が免除された日及び時</p>

<p>び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>4 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p>間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>一般職非常勤職員に関する取扱い</u> <u>一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認)を別紙のとおり改正する。</u></p> <p>(1) <u>職務専念義務 免除しない</u></p> <p>(2) <u>報酬減額 免除しない</u></p> <p>5 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日</p>
---	--

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」（平成27年10月5日付27人委任第80号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (現行のとおり)</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者(パラリンピックに限る。)</u>の指導を行う者又は<u>競技時における行動を補助する者(以下「指導者等」という。)</u>として<u>競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1 (1) ア及びエ</u>に定める者が、同(2)アにより職務専念義務が免除された日及</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1 (1) ア</u>に定める者が、同(2)アにより職務専念義務が免除された日及び時</p>

<p>び時間に限り、給与の減額を免除する。</p>	<p>間に限り、給与の減額を免除する。</p>
<p>3 (現行のとおり)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 実施時期 <u>平成 31 年 4 月 1 日</u></p>	<p>4 実施時期 <u>平成 30 年 4 月 1 日</u></p>

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」（平成27年10月5日付27人委任第80号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>下記ア又はイに該当する場合で、公務として取り扱うものを除く。</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3)（現行のとおり）</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>(2) 内容</p> <p>下記ア又はイに該当する場合で、公務として取り扱うものを除く。</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3)（略）</p>

<p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1 (1) ア及びエ</u>に定める者が、同(2)アにより職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>4 実施時期</p> <p><u>平成 31 年 4 月 1 日</u></p>	<p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1 (1) ア</u>に定める者が、同(2)アにより職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>一般職非常勤職員に関する取扱い</u></p> <p><u>一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認)を別紙のとおり改正する。</u></p> <p><u>(1) 職務専念義務 免除しない</u></p> <p><u>(2) 報酬減額 免除しない</u></p> <p>5 実施時期</p> <p><u>平成 30 年 4 月 1 日</u></p>
--	---

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて」（平成 27 年 10 月 5 日付 27 人委任第 80 号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者（パラリンピックに限る。）の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者（以下「指導者等」という。）として競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3)（現行のとおり）</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1（1）ア及びエ</u>に定める者が、同（2）</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 給与上の取扱い</p> <p><u>1（1）ア</u>に定める者が、同（2）アに</p>

<p>アにより職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4</u> 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p>より職務専念義務が免除された日及び時間に限り、給与の減額を免除する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>一般職非常勤職員に関する取扱い</u> <u>一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意・承認)を別紙のとおり改正する。</u></p> <p>(1) <u>職務専念義務 免除しない</u></p> <p>(2) <u>報酬減額 免除しない</u></p> <p><u>5</u> 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日</p>
--	--

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」
 (平成 27 年 10 月 5 日付 27 人委任第 80 号同意) の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (現行のとおり)</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者(パラリンピックに限る。)の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者(以下「指導者等」という。)として競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>一般職非常勤職員に関する取扱い</u> <u>一般職非常勤職員については、その勤務</u></p>

<p><u>3</u> 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p><u>形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意)を別紙のとおり改正する。</u></p> <p><u>職務専念義務 免除しない</u></p> <p><u>4</u> 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日</p>
--	--

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」
 (平成 27 年 10 月 5 日付 27 人委任第 80 号同意) の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (現行のとおり)</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者(パラリンピックに限る。)の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者(以下「指導者等」という。)として競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>一般職非常勤職員に関する取扱い</u> 一般職非常勤職員については、その勤務</p>

<p><u>3</u> 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p><u>形態等に鑑み、常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。また、「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意)を別紙のとおり改正する。</u> <u>職務専念義務 免除しない</u></p> <p><u>4</u> 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日</p>
--	---

「オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について」
 (平成 27 年 10 月 5 日付 27 人委任第 80 号同意) の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手等</u>として参加する職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (現行のとおり)</p> <p><u>エ ア、イ及びウに該当する者(パラリンピックに限る。)</u>の指導を行う者又は<u>競技時における行動を補助する者</u>(以下「指導者等」という。)として<u>競技団体から証明を受けた者</u></p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手又は指導者等</u>として参加する場合</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p>	<p>オリンピック・パラリンピック等に<u>選手</u>として参加する職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 職務専念義務の免除の基準</p> <p>(1) 対象職員</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に<u>選手</u>として参加する場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 一般職非常勤職員に関する取扱い</u></p>

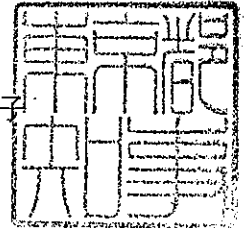
<p><u>3</u> 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日</p>	<p><u>一般職非常勤職員</u>については、その勤務形態等に鑑み、<u>常勤職員とは異なる取扱いをする必要があることから、以下のとおりとする。</u>また、「<u>一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について</u>」(平成 27 年 3 月 24 日付 26 人委任第 175 号同意)を別紙の<u>とおり改正する。</u></p> <p><u>職務専念義務 免除しない</u></p> <p><u>4</u> 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日</p>
--	---



30総人人第1933号
平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子

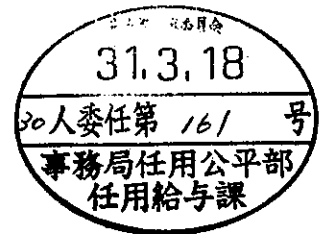


企業の採用説明会及び面接試験等への出席に係る職員の職務
専念義務の免除及び報酬の減額免除について（協議・申請）

このことについて、下記の場合においては、「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」（平成27年東京都規則第8号）[非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則]第15条第2項第4号に規定する「任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準」（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記



1 対象職員

チャレンジ雇用として設定された職に任用される会計年度任用職員

2 申請内容

上記職員の、就職する意思がある企業等の採用説明会や面接試験等への出席に伴う必要最小限度の時間についての職務に専念する義務の免除及び報酬の減額の免除（ただし、一年度につき5回以内）

3 申請理由

チャレンジ雇用は、働く意欲と能力を有する知的障害者等の就労促進を図るため、1年以内の期間を単位として各府省や自治体において非常勤職員として任用し、そこでの業務経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度である。

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、チャレンジ雇用の非常勤職員についても会計年度任用職員として任用することから、当該会計年度任用職員が就職活動の一環として、企業等の採用説明会や面接試験等への出席に要する時間について配慮することが適当であるため。

4 実施時期

平成32年4月1日

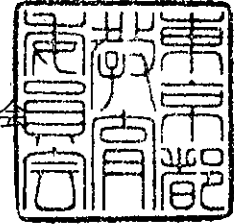


30教総総第2409号

平成31年3月13日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

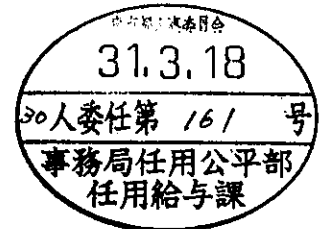


企業の採用説明会及び面接試験等への出席に係る職員の職務
専念義務の免除及び報酬の減額免除について（協議・申請）

このことについて、下記の場合においては、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第1号）第2条第7号に基づいて、職員の職務に専念する義務を免除することとしたいので、同規則第3条の規定に基づき、意見を求めます。

また、報酬の減額の免除について、改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第4号に規定する任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項の承認を得たく、申請します。

記



1 対象職員

チャレンジ雇用として設定された職に任用される会計年度任用職員

2 申請内容

上記職員の、就職する意思がある企業等の採用説明会や面接試験等への出席に伴う必要最小限度の時間についての職務に専念する義務の免除及び報酬の減額の免除（ただし、一年度につき5回以内）

3 申請理由

チャレンジ雇用は、働く意欲と能力を有する知的障害者等の就労促進を図

るため、1年以内の期間を単位として各府省や自治体において非常勤職員として任用し、そこでの業務経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度である。

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、チャレンジ雇用の非常勤職員についても会計年度任用職員として任用することから、当該会計年度任用職員が就職活動の一環として、企業等の採用説明会や面接試験等への出席に要する時間について配慮することが適当であるため。

4 実施時期

平成32年4月1日

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について</p> <p>1 対象職員 会計年度任用職員</p> <p>2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 会計年度任用職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり</p> <p>4 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番18に関する改正については平成31年4月1日）</p>	<p>一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について</p> <p>1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 一般職非常勤職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり</p> <p>4 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日 平成30年4月1日</p>

【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 16まで	(現行のとおり)			
17	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事 する職員の職務専念義 務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所 定勤務日数に応じた日数の範囲 内とし、月4日未満又は年48日 未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又 は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日ま で又は年121日から168日まで の場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日ま で又は年73日から120日まで の場合 7日 エ 週1日、月4日から6日ま で又は年48日から72日までの 場合 2日	免除しない
18	27人委任 第80号	オリンピック・パラリ ンピック等に選手等と して参加する職員の職 務専念義務の免除及び 給与の取扱いについて	免除しない	免除しない

【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1 から 16まで	(略)			
17	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事 する職員の職務専念義 務の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及 び16日勤務の場合は23日以内、 月11日から14日勤務の場合は 12日以内	免除しない
18	27人委任 第80号	オリンピック・パラリ ンピック等に選手とし て参加する職員の職 務専念義務の免除及び給 与の取扱いについて	免除しない	免除しない

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行																				
<p><u>会計年度任用職員</u>の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について</p> <p>1 対象職員 <u>会計年度任用職員（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第2条第3項に規定する日勤講師を除く。）</u></p> <p>2 職免承認事項における<u>会計年度任用職員</u>の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 <u>会計年度任用職員</u>が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり</p> <p>4 申請理由 <u>会計年度任用職員</u>については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日 <u>平成32年4月1日（ただし、別表項番21に関する改正については平成31年4月1日）</u></p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> <th>報酬減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 19まで</td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table>	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	1 から 19まで		（現行のとおり）			<p><u>一般職非常勤職員</u>の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について</p> <p>1 対象職員 <u>一般職非常勤職員（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第2条第3項に規定する日勤講師及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>2 職免承認事項における<u>一般職非常勤職員</u>の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 <u>一般職非常勤職員</u>が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり</p> <p>4 申請理由 <u>一般職非常勤職員</u>については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> <th>報酬減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 19まで</td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	1 から 19まで		（略）		
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額																	
1 から 19まで		（現行のとおり）																			
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額																	
1 から 19まで		（略）																			

20	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事する 職員の職務専念義務の免除 について	免除する ただし、一年度につき以 下の所定勤務日数に応 じた日数の範囲内とし、 月4日未満又は年48日 未満の場合は免除しな い。 ア 週4日以上、月15日 以上又は年169日以上 の場合 23日 イ 週3日、月11日から 14日まで又は年121日 から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から 10日まで又は年73日 から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から 6日まで又は年48日 から72日までの場合 2日	免除しない	20	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事する 職員の職務専念義務の免除 について	免除する ただし、一年度につき月 15日及び16日勤務の場 合は23日以内、月11日か ら14日勤務の場合は12 日以内	免除しない
21	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピッ ク等に選手等として参加す る職員の職務専念義務の免 除及び給与の取扱いについ て	免除しない	免除しない	21	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピッ ク等に選手として参加する 職員の職務専念義務の免除 及び給与の取扱いについ て	免除しない	免除しない

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 対象職員 会計年度任用職員					1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）				
2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり					2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり				
3 会計年度任用職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり					3 一般職非常勤職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり				
4 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。					4 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。				
5 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番14に関する改正については平成31年4月1日）					5 改正年月日 平成30年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1から 12まで	(現行のとおり)				1から 12まで	(略)			
13	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事 する職員の職務専念義務 の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所 定勤務日数に応じた日数の範囲 内とし、月4日未満又は年48日 未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又 は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日ま で又は年121日から168日まで の場合 12日	免除しない	13	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事 する職員の職務専念義務 の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及 び16日勤務の場合は23日以内、 月11日から14日勤務の場合は 12日以内	免除しない

			<u>ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日</u> <u>エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日</u>						
14	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に <u>選手等</u> として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	14	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に <u>選手</u> として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 対象職員 会計年度任用職員					1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）				
2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり					2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり				
3 会計年度任用職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり					3 一般職非常勤職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり				
4 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。					4 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。				
5 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番13に関する改正については平成31年4月1日）					5 改正年月日 平成30年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1から 11まで	(現行のとおり)				1から 11まで	(略)			
12	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事 する職員の職務専念義務 の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所 定勤務日数に応じた日数の範囲 内とし、月4日未満又は年48日 未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又 は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日ま で又は年121日から168日まで の場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日ま で又は年73日から120日まで	免除しない	12	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事 する職員の職務専念義務 の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及 び16日勤務の場合は23日以内、 月11日から14日勤務の場合は 12日以内	免除しない

			<u>の場合 7日</u> <u>エ 週1日、月4日から6日ま</u> <u>で又は年48日から72日までの</u> <u>場合 2日</u>						
13	27人委任 第80号	オリンピック・パラリ ンピック等に <u>選手等</u> と して参加する職員の職 務専念義務の免除及び 給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	13	27人委任 第80号	オリンピック・パラリ ンピック等に <u>選手</u> とし て参加する職員の職務 専念義務の免除及び給 与の取扱いについて	免除しない	免除しない

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 対象職員 会計年度任用職員					1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く）				
2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり					2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり				
3 会計年度任用職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり					3 一般職非常勤職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり				
4 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。					4 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。				
5 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番13に関する改正については平成31年4月1日）					5 改正年月日 平成30年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1から11まで	(現行のとおり)				1から11まで	(略)			
12	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日	免除しない	12	18人委任第163号	職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内	免除しない

			<u>までの場合 12日</u> <u>ウ 週2日、月7日から10日</u> <u>まで又は年73日から120日ま</u> <u>での場合 7日</u> <u>エ 週1日、月4日から6日</u> <u>まで又は年48日から72日ま</u> <u>での場合 2日</u>						
13	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	13	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案					現 行				
会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について					一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について				
1 対象職員 会計年度任用職員					1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）				
2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり					2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり				
3 会計年度任用職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり					3 一般職非常勤職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり				
4 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。					4 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。				
5 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番13に関する改正については平成31年4月1日）					5 改正年月日 平成30年4月1日				
【別表】					【別表】				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額
1から 11まで	(現行のとおり)				1から 11まで	(略)			
12	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事 する職員の職務専念義務 の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所 定勤務日数に応じた日数の範囲 内とし、月4日未満又は年48日 未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又 は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日ま で又は年121日から168日まで の場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日ま	免除しない	12	18人委任 第163号	職員団体の活動に従事 する職員の職務専念義務 の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及 び16日勤務の場合は23日以内、 月11日から14日勤務の場合は 12日以内	免除しない

			<u>で又は年73日から120日までの場合 7日</u> <u>エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日</u>						
13	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に <u>選手等</u> として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	13	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に <u>選手</u> として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行																														
<p>会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について</p> <p>1 対象職員 会計年度任用職員</p> <p>2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 会計年度任用職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり</p> <p>4 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番6に関する改正については平成31年4月1日）</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> <th>報酬減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 5 まで</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>27人委任 第80号</td> <td>オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</td> <td>免除しない</td> <td>免除しない</td> </tr> </tbody> </table>	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	1 から 5 まで	（現行のとおり）				6	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	<p>一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について</p> <p>1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 一般職非常勤職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり</p> <p>4 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日 平成28年4月1日</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> <th>報酬減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 5 まで</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>27人委任 第80号</td> <td>オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</td> <td>免除しない</td> <td>免除しない</td> </tr> </tbody> </table>	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	1 から 5 まで	（略）				6	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額																											
1 から 5 まで	（現行のとおり）																														
6	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない																											
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額																											
1 から 5 まで	（略）																														
6	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない																											

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意・承認）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行																														
<p>会計年度任用職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について</p> <p>1 対象職員 会計年度任用職員</p> <p>2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 会計年度任用職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり</p> <p>4 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番9に関する改正については平成31年4月1日）</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> <th>報酬減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 8 まで</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>27人委任 第80号</td> <td>オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</td> <td>免除しない</td> <td>免除しない</td> </tr> </tbody> </table>	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	1 から 8 まで	(現行のとおり)				9	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない	<p>一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について</p> <p>1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 一般職非常勤職員が職免承認事項に該当する場合の報酬の減額免除の取扱い 別表の報酬減額欄の記載のとおり</p> <p>4 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除及び報酬の減額免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>5 改正年月日 平成28年4月1日</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> <th>報酬減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 8 まで</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>27人委任 第80号</td> <td>オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて</td> <td>免除しない</td> <td>免除しない</td> </tr> </tbody> </table>	項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額	1 から 8 まで	(略)				9	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額																											
1 から 8 まで	(現行のとおり)																														
9	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない																											
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	報酬減額																											
1 から 8 まで	(略)																														
9	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	免除しない	免除しない																											

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案				現 行																											
<p>会計年度任用職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 対象職員 会計年度任用職員</p> <p>2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>4 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番16に関する改正については平成31年4月1日）</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 14まで</td> <td colspan="3">(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>18人委任 第163号</td> <td>労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について</td> <td>免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日</td> </tr> </tbody> </table>				項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	1 から 14まで	(現行のとおり)			15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日	<p>一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>4 改正年月日 平成30年4月1日</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 14まで</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>18人委任 第163号</td> <td>労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について</td> <td>免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内</td> </tr> </tbody> </table>				項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	1 から 14まで	(略)			15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務																												
1 から 14まで	(現行のとおり)																														
15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日																												
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務																												
1 から 14まで	(略)																														
15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内																												

16	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピッ ク等に <u>選手等</u> として参加する 職員の職務専念義務の免除に ついて	免除しない	16	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピッ ク等に <u>選手</u> として参加する職 員の職務専念義務の免除につ いて	免除しない
----	---------------	---	-------	----	---------------	--	-------

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案				現 行																											
<p>会計年度任用職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 対象職員 会計年度任用職員</p> <p>2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>4 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番16に関する改正については平成31年4月1日）</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 14まで</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>18人委任 第163号</td> <td>労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について</td> <td> 免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日 </td> </tr> </tbody> </table>				項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	1 から 14まで	（現行のとおり）			15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日	<p>一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>4 改正年月日 平成30年4月1日</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 14まで</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>18人委任 第163号</td> <td>労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について</td> <td> 免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内 </td> </tr> </tbody> </table>				項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	1 から 14まで	（略）			15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務																												
1 から 14まで	（現行のとおり）																														
15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日																												
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務																												
1 から 14まで	（略）																														
15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内																												

16	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に <u>選手等</u> として参加する職員の職務専念義務の免除について	免除しない
----	---------------	---	-------

16	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に <u>選手</u> として参加する職員の職務専念義務の免除について	免除しない
----	---------------	--	-------

「一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について」（平成27年3月24日付26人委任第175号同意）の一部を下記のとおり改正する。

記

改 正 案				現 行																																			
<p>会計年度任用職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 対象職員 会計年度任用職員</p> <p>2 職免承認事項における会計年度任用職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 改正理由 会計年度任用職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>4 改正年月日 平成32年4月1日（ただし、別表項番16に関する改正については平成31年4月1日）</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 14まで</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>18人委任 第163号</td> <td>労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について</td> <td>免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>27人委任 第80号</td> <td>オリンピック・パラリンピック等に選手等と</td> <td>免除しない</td> </tr> </tbody> </table>				項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	1 から 14まで	（現行のとおり）			15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日	16	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手等と	免除しない	<p>一般職非常勤職員の職務専念義務の免除について</p> <p>1 対象職員 一般職非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>2 職免承認事項における一般職非常勤職員の取扱い 別表の職務専念義務欄の記載のとおり</p> <p>3 改正理由 一般職非常勤職員については、その勤務形態等に鑑み、職務専念義務の免除について、常勤職員等とは異なる特別な定めをする必要があるため。</p> <p>4 改正年月日 平成30年4月1日</p> <p>【別表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>承認番号等</th> <th>項 目</th> <th>職務専念義務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から 14まで</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>18人委任 第163号</td> <td>労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について</td> <td>免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>27人委任 第80号</td> <td>オリンピック・パラリンピック等に選手とし</td> <td>免除しない</td> </tr> </tbody> </table>				項番	承認番号等	項 目	職務専念義務	1 から 14まで	（略）			15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内	16	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手とし	免除しない
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務																																				
1 から 14まで	（現行のとおり）																																						
15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき以下の所定勤務日数に応じた日数の範囲内とし、月4日未満又は年48日未満の場合は免除しない。 ア 週4日以上、月15日以上又は年169日以上の場合 23日 イ 週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日までの場合 12日 ウ 週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日までの場合 7日 エ 週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日までの場合 2日																																				
16	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手等と	免除しない																																				
項番	承認番号等	項 目	職務専念義務																																				
1 から 14まで	（略）																																						
15	18人委任 第163号	労働組合の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について	免除する ただし、一年度につき月15日及び16日勤務の場合は23日以内、月11日から14日勤務の場合は12日以内																																				
16	27人委任 第80号	オリンピック・パラリンピック等に選手とし	免除しない																																				

		して参加する職員の職務専念義務の免除について				て参加する職員の職務専念義務の免除について	
--	--	------------------------	--	--	--	-----------------------	--